

KANSAI GAIDAI UNIVERSITY

旅大回収問題と日本の対応： 満蒙権益をめぐる論理と外交

メタデータ	言語: ja 出版者: 関西外国語大学・関西外国語大学短期大学部 公開日: 2024-03-19 キーワード (Ja): 関東州租借地, 南満洲及東部内蒙古に関する条約 (南満東蒙条約), 新外交, ワシントン体制, 国権回収 キーワード (En): 作成者: 北野, 剛 メールアドレス: 所属: 関西外国語大学短期大学部
URL	https://doi.org/10.18956/0002000155

旅大回収問題と日本の対応

— 満蒙権益をめぐる論理と外交 —

北 野 剛

要 旨

本稿は旅大回収問題をめぐる日本の対応について検討することで、1920年代における日本外交の特質を明らかにしようとするものである。この時期の東アジア国際関係は新外交によって特徴づけられるが、その不安定要因こそが日本の満蒙権益であり、幣原外交に代表される平和外交の限界もここにあったとされる。ところが、1923年に起こった中国による租借地返還を求める動きは、その根幹を揺るがそうとしたものであったにもかかわらず、これまで外交史の文脈からはそれほど重視されてこなかった。そこで、この問題の経緯を、パリ講和会議を始点とするより長い時間軸から、またさらには、外交担当者だけでなく、当時の租借地をめぐる国際法上の議論などを含めた、幅広い認識をも踏まえて考察する。特にワシントン会議への準備段階から旅大回収問題発生までに垣間見える外務省内の対中認識は、当時の日本外交の持つ重要な側面を照らし出すものとなる。

キーワード：関東州租借地、南満洲及東部内蒙古に関する条約（南満東蒙条約）、新外交、ワシントン体制、国権回収

はじめに

1920年代は、日本外交史研究において、大正デモクラシーと国際的な平和主義という国内外の動向と相まって、関心の高い時代の一つである。それはもちろん1930年代以降の対外膨張との対比から、いかにして安定した国際秩序が形成され、そして崩壊したのかを解明しようという問題意識にもとづく。近年の研究動向では、第1次世界大戦後における米国主導の国際平和主義に日本外務省がいち早く呼応し、旧来の帝国主義的外交からの転換を図ったとする、新外交呼応論が目立っている〔熊本2013〕〔中谷2016〕。それらの先行研究が示す日本外交史像は、本稿においても基本的には同意しうるものである。しかし、その考察対象が対米（英）交渉、あるいは外務省内の政策決定過程の解明にやや偏る傾向があることは問題なしとしない。対米（英）関係にせよ、外務省内の政策決定過程にせよ、そのほとんどが中国問題に関するものであるということを考えれば、日本の対中政策という観点から、特に日中間で争点となった問題において、そうした成果がいかに位置づけうるのかを説明する必要があるだろう。

一方、その日中関係に目を向けると、第1次世界大戦後のパリ講和会議から、平和外交が終わりを告げる1931年、つまり満洲事変にいたるまで、ほとんどの外交史研究がおおむね対中借款団（新四国借款団）、ワシントン会議、北京関税会議、北伐、条約改正交渉といった大きなテーマに関心を向ける一方で、その間におけるマイナーなトピックにはあまり注目せずきた。本稿が主題とする旅順・大連（旅大）回収問題もこれまであまり関心を持たれなかったテーマの一つである¹⁾。しかし、日本の対中政策において満蒙権益が持つ意味、そして、その満蒙権益における関東州租借地の重要性を考えるならば、等閑に付すべき問題ではないといえよう。

もちろん、この旅大回収問題について、これまで全く研究がなされてこなかったわけではない。むしろ、中国史の文脈においては、反帝国主義運動への関心から比較的多くの研究が積み重ねられてきた²⁾。しかし、そうした民衆運動の側面を除いては、帝国主義史の視座から日中間の対立に注目するものや〔鈴木1992〕、その対立を経済構造から説明しようとするものがあるもの〔菊池1966〕、こと外交史の分野に関しては成果に乏しい。その理由はおそらく、外交問題としての旅大回収運動がごく短期間のうちに、しかもさほどの外交交渉もないまま終わってしまったことによる。もう少し具体的にいえば、中国の租借地返還要求を日本が即座に拒絶し、そのまま終結したのであるが、こうしたあっけない結末が、旅大回収問題を、この時期に断続的に発生していたいくつかの排日問題の事例と同一視させたのであろう。

また、従来の外交史研究においては、1920年代の日本外交の国際協調や平和主義をそれなりに評価しながらも、満蒙権益への頑なさという点にその限界、つまり拭いきれない旧外交的側面があったということをおおよそ共通の理解としてきた。したがって、協調外交であろうが積極外交であろうが、旅大回収には到底応じえないのであって、当然そこに外交史上の意義を見出しにくかったといえよう。外交史の観点からこの問題を検討した数少ない成果である沈〔2001〕、張〔2017〕も、対中認識や対列国関係などに目を配りつつ日本の対応を明らかにしたが、やはりこうした限界を前提としていたために、この時期における日本外交に新たな側面を見出すにはいたらなかった。

本稿ではそれでもなお、日本が中国にどのように向き合おうとしていたのかという、対中政策の観点から旅大回収問題を考察する。日本外交が満蒙権益に対して示したとする頑なな態度、すなわち、旧外交的側面は、一見すれば前述の新外交呼応論とは相いれないものである。しかし、仮にここに整合性を見出しうるのであれば、その意味は大きいといえよう。なぜならば、日本外交は、少なくともこの点において、当初より破綻を運命づけられていたわけではなかったことになるからである。

さて、本稿の課題を具体的にいえば、まず、租借地の位置づけについて、国際法上の議論から当時の状況を整理し、一方で、日本外交が実際の租借地問題にいかに対応していったのかを確認する。そこではパリ講和会議を経て、ワシントン会議へといたる過程が重要な意味を持

つことになろう。それは、ワシントン会議における日本の対応の意味を再考するものとなるはずである。そして、その後起こる、ごく短期間で終わった旅大回収運動が日中関係史においてどのような意味を持っていたのかについて考察する。すでに述べたように、日本は中国の要求をあっさり拒否した。しかし、それは単なる対中21ヶ条要求関連条約をめぐる対立と結果、あるいはその背景にある日本外交の硬直性を意味しない。当時の日本には、それらの条約の合法性は自明のこととしつつも、租借地還付そのものについては柔軟な意見が存在していたからである。そうした状況のなかにおける日本の外交的対応の意味を、ワシントン体制の文脈から明らかにすることが、本稿の最終的な目的である。

なお、資料引用に際しては、読みやすさを考慮して、旧字や片仮名は適宜新字や平仮名に改め、句読点を補った。

1. 租借地の法的性質とパリ講和会議

(1) 関東州租借地の期限延長問題と国際法上の位置づけ

まず、関東州租借地の歴史について簡単に確認しておこう。それは、1898年、つまり清国瓜分の危機において露国が清国より旅順・大連を租借したことに始まる。その後、日露戦争の結果、1905年の日露講和条約（ポーツマス条約）によって日本に譲渡されることが決まり、日本は同年末に清国との間に満洲善後条約を結んで、その譲渡を追認させた。関東州租借地の統治機関として関東都督府が、また、南満洲鉄道の経営主体として南満洲鉄道株式会社が、それぞれ設立され、これらを基礎として日本の満洲経営がはじまるのである。

ところで、もともと露清間の租借条約によれば、その租借期間は25年と定められており、日本が継承した権益もそれを踏襲していたので、1923年が返還の期限となっていた³⁾。そこで、いかにしてその期限を延長するかが課題となった。たとえば、第2次桂内閣では発足間もなくの1908年9月、外交方針を閣議決定し、「満洲に於て有する地歩」について「将来に持続するの策」を講じなければならない、としており、また、第2次西園寺内閣でも、1911年10月、辛亥革命勃発に際しての閣議決定において期限延長の好機を窺っていた⁴⁾。続く第3次桂内閣で外相となる加藤高明は、1913年1月、駐英大使からの帰任の際に、英国外相と期限延長問題について話し合い、中国との交渉について、異議なしの言質をとったとされる⁵⁾。

その好機となったのが第1次世界大戦であった。列国が戦争に忙殺されるさなか、第2次大隈内閣の外相となっていた加藤高明は、全5号よりなる懸案解決要求を中国に突きつけた。これが1915年の対中21ヶ条要求である。同年5月、日本の最後通牒に中国が屈し、要求第2号に基づいて締結された南満洲および東部内蒙古に関する条約（以下、南満東蒙条約）によって租借地の期限延長問題が決着をみた。同条約第1条において、租借地の経営期限が99年延長され

ることが決まったのである（露清間の原条約を起点としているため、期限は1997年）⁶⁾。

以上が関東州租借地獲得から期限延長問題解決までの経過であるが、次に、この租借地について国際法の観点から見てみたい。20世紀初頭において、実は、租借地の国際法上の位置づけは大きく二つの学説に分かれ、解釈が定まっていなかった。この学説の整理については、最新の研究として佐々木 [2022] があるので、主としてそれに依拠しつつ紹介していこう。学説の一つが租借を領土割譲と同一視するもので、租借地の主権は租貸国ではなく、租借国にあり、たとえ期限が定められていたとしても、それは租貸国の体面を取り繕うものに過ぎず、返還の必要はないとされた。これを「仮装割譲説」という。その一方で、租借地の主権はあくまでも租貸国にあり、期限の定めがあればそれにしたがって返還される、とする学説も存在した。以下、これを「非割譲説」とする。もともと帝国主義の時代において、租借国と租貸国との間には圧倒的な国力の差があり、そのため、租借国の恣意的な解釈のもとで仮装割譲説が成立し、返還は考慮されていなかった。植田 [1943] によれば、19世紀末の中国における租借は、期限の定めを有するやや特殊なものであったが、やはり列強は返還するつもりがなかった。

第1次世界大戦後になると、平和主義の台頭や実際の租借地還付もあり、次第に非割譲説が優勢になっていくが、ことに日本国内の議論においては、比較的にはやくから非割譲説が支持されていた。その理由は、南満東蒙条約成立までの日本外交の展開にあるとされる。たとえば、早稲田大学教授で、国際法学者ではないものの、中国学者として東アジア外交などについても著作のある青柳篤恒は、ポーツマス条約後の満洲善後条約、対中21ヶ条要求における南満東蒙条約は、いずれも租貸国である中国（清国）を相手とするものであり、つまり、租借地における租貸国の主権の存在を前提としているのであって、こうした外交政策の積み重ねにより、非割譲説が次第に有利になった、と主張する [青柳1923]。仮装割譲説に基づけば、租貸国はすでに租借地の主権を手放しており、租借地の譲渡等において、その承諾は不要である。事実、仮装割譲説の代表的な国際法学者である蜷川新（同志社大学教授、後に駒沢大学教授）は、満洲善後条約による清国の承諾を「無用の手数を重ねたりしもの」と述べている [蜷川1913]。

南満東蒙条約による期限延長については、米国の国際法学者ヤング [1932] も非割譲説の根拠に挙げており、同じく非割譲説を支持する植田 [1943] もこの点を指摘している。つまり、日本の租借地期限問題への対応は、非割譲説を現実の側面から補強するものであったことになる。もちろん、非割譲説の立場をとるならば、期限の定めもまた有効性を持つことはいうまでもない。この事実は、帝国主義外交の典型例とされる対中21ヶ条要求の歴史的な評価について、新たな一面を付け加えるものであるといえよう⁷⁾。なお、南満東蒙条約締結当時、国際法学者ではないものの、著名な政治学者である吉野作造が、期限延長について、中国にとって非割譲説に基づく有利な面があることをはやくも指摘していたことは興味深い [吉野1915]。

(2) パリ講和会議における21ヶ条要求問題

前節では、日本における租借地に対する国際法上の解釈が、領土と同等のもの、ではなく、一定期間借用しているもの（つまり、やがては返還すべきもの）、であったことを確認した。それを基礎づけたのは、関東州租借地の獲得から期限問題を解決するプロセスであった。とはいえ、対中21ヶ条要求当時においては、この租借地の法的位置づけは大きな議論を呼ばなかった。それには、第1次世界大戦が終結し、新外交がはじまるのを待たねばならない。そこで本節では、その発端となったパリ講和会議における対中21ヶ条要求問題について見ていこう。

1919年1月から6月まで行われたパリ講和会議において、山東問題をめぐって日中間に鋭い対立が起こり、それが五四運動を引き起こしたことはよく知られている⁸⁾。山東問題とは、簡単にいえば、独国の膠州湾租借地をどのようにして中国に還付するのかをめぐる対立である。日本は1914年の対独戦争で膠州湾租借地を占領し、中国に対しては、その処分について日独間の協定を迫認するよう要求した。これが対中21ヶ条要求の第1号であり、そこで結ばれたのが山東省に関する条約である。一方、中国はパリ講和会議の席上、この条約は日本の威嚇によって無理やり結ばされたものなので無効あり、また、さらには中国の対独宣戦（1917年）によって中独間の条約は失効しており、したがって、膠州湾租借地は日本を経由せず、中国に直接還付すべきであると主張した⁹⁾。この中国側の主張は、日本としては当初想定していなかった意外なもので、対応に苦慮することになる。日本を経由する間接還付か、中国への直接還付か、をめぐって対立した日中両国は、互いに譲らず、中国は国内外の新聞等を動員した輿論工作に乗り出し、一方の日本は、米英仏首脳への説得による解決を試みた。結局、日本は、間接還付に応じないならば講和条約の調印を拒否する旨を言明し、米国のウィルソン大統領が日本を支持したことで決着する。

ところで、この問題をめぐって、日本の主張が法律面での弱さを抱えており、中国に対し劣勢であったことが指摘されている。一般に、戦争状態となった場合、交戦当事国間の諸条約関係は破棄されるというのが国際法上の理解である。加藤 [2005] によれば、この条約の失効について、日本は領土などに関しては例外であると主張したものの、仏国から疑義が呈され、不利な状況に陥った。そこで、法理ではなく、政治の側面、つまり大国間協調から問題を解決に導こうとしたのであった。もちろん、こうした問題は、中国の対独参戦とかかわる部分、すなわち山東省に関する条約にのみ該当するものであり、直接的に南満東蒙条約の効力に影響を及ぼすものではない。しかし、租借地の還付が国際会議において議論され、また国際法上の位置づけが争点となった事実は重要である。

そして、中国側のもう一つの主張は、強制性を理由とした、対中21ヶ条要求関連条約そのものの否定であり、会議の席上では、特に南満東蒙条約自体の廃棄を強く主張した形跡は確認できないが、論理的に言えば当然行きつくものであって、事実、新聞ではそうした報道がなされ

ていた¹⁰⁾。仮に対中21ヶ条要求関連条約が否定されれば、期限延長も無効となって、1923年には返還を余儀なくされる。そのことは、日本も十分理解しており、こうした動きを問題視したものの、日本外務省ではプロバガンダで対抗することは「不体裁」であり、なおかつ日中の対立があまりにも明白になれば「大局上得策にあらず」との判断から、法理をもって対抗するという方策をとらなかった¹¹⁾。

一方、パリ現地にあっても、この会議に随員として参加していた松岡洋右が、「所謂二十一個条要求は論弁を費す程不利なり」とし、列強が中国に同情を寄せる状況下において、「我プロバガンダに於ては出来得る限り之を分離し二十一個条要求に触れざらんことを旨〔つと〕めた」と述べるように、その争点化を避けたようである¹²⁾。これらが幸いし、結果的にこの時点で対中21ヶ条要求問題が南満東蒙条約に波及することはなかった。ただし、この問題がこれで解決したとも考えられておらず、全権の西園寺公望からは「山東問題のみならず、大正四年五月十五日の条約（引用者註——対中21ヶ条要求関連条約。正しくは5月25日調印）全部を挙て之を国際連盟の議に付せんと腐心すへきことを予想する」との意見書が政府に届けられていたとおり¹³⁾、南満東蒙条約は今後大きく問題化することが想定されたのである。

2. ワシントン会議と対中21ヶ条要求問題

（1）関東州租借地の還付問題

前章では、関東州租借地の期限延長をめぐる取り組みと、租借地の法的位置づけについて確認し、パリ講和会議における中国の問題提起が、そうした租借地の法的位置づけを現実政治に波及させる可能性を孕むものであったことを見てきた。では、パリ講和会議によって生まれた新外交の潮流のなかで、日本はこの問題にどのように対応していったのであろうか。

パリ講和会議において、山東問題に関する日本の主張が認められると、中国国内では学生を中心に排日運動が発生した。この五四運動は、中国近代史の画期となっただけでなく、日中対立時代の幕開けを告げるものであった。ただし、日本政府はこの時、中国の対日感情については、日本にも非があることを認め、強い対抗策をとろうとしなかった。外務省から在中国各領事に宛てられた1919年6月2日の訓令では、中国の排日運動は、山東問題を契機にしてはいるものの、「我对支政策及び行動か武断的侵略的なりとの感想を支那官民に抱かしめ」たことが原因の一つであり、関係改善は日本の義務であるので、講和条約の発効後、直ちに山東問題の解決に着手するだけでなく、中国民衆の正当な希望にはできうる限り応じていくこと、排日運動については「冷静に事態を観察し」、中国側官憲とも良好な関係を保つこと、という方針が示されている〔富塚1991〕¹⁴⁾。

では、前章で見た西園寺公望の懸念であるが、日本外務省では、中国の主張が説得力を持つ

ものとは考えておらず、むしろ事態が紛糾することによる日中関係の悪化のほうを懸念していた。1920年8月26日の駐中公使小幡西吉宛の訓令では、「元来問題自体は其条理に於て明白」と自信を示しながらも、そこで起こる日中の対立が、「国交に更に溝渠を生せしむること無きを難保、恁〔か〕くては大局上憂慮に堪えざる次第」であるとし、中国側への警告を命じている¹⁵⁾。一方、中国政府内では、実際に国際連盟の第1回総会（1920年11月）への山東問題の提訴を検討していた。そのなかでは、連盟規約の第19、20条（平和に危害を及ぼす国際状態の審議、連盟規約に反する義務の解除）を援用して、対中21ヶ条要求関連条約そのものの廃棄を目指すべきである、との意見が有力であったが、結局、南満東蒙条約については影響が大きいので、山東省に関する条約に限定することとなり¹⁶⁾、しかも、米国の支援が望めないことなどから最終的に提訴自体が見送られた〔申2005〕〔楊2020〕。

かくして、この問題をめぐる外交の舞台は、ワシントン会議（1921年11月～1922年2月）に持ち越されることとなった。そして、そのワシントン会議には、先のパリ講和会議と異なり、日本側も十分な準備をもって臨むことができた。1921年7月に米国から会議開催の提案があると、それに対する政府方針を決めるために外務省内で協議が行われた。ここでは、対中21ヶ条要求が懸案事項として挙げられ、その譲歩の限界について検討すべきことが決まった¹⁷⁾。

この問題を主管する外務省亜細亞局では、7月末に対策案を作成したが、それによると、もし英国が威海衛租借地を還付することになったとしても、関東州租借地とは取得の経緯も意義も異なるとして、還付には反対であった。ただし、それは例外を認めない絶対的なものでもなかった。還付には、他国がすべての租借地還付に応じ、なおかつ軍縮の実施などによる国際平和の恒久的実現が前提条件になるとしている。なお、対中21ヶ条要求関連条約については、国際法上ならん問題なく、無効論には一切応じない、と断固拒否の方針であった¹⁸⁾。

ワシントン会議は軍縮が主要な議題であったので、外務省と陸海軍との間でも事前に協議が行われている。8月20日の第3回協議では「会議の議題より除外方を主張すべき事項」について話し合われたが、陸軍が対中21ヶ条要求問題について「除外を極力主張」したのに対し、海軍は旅順港の中立化、非武装を条件とするものではあるが、還付に「異存なし」としていることは注目される¹⁹⁾。実は、海軍はパリ講和会議の際にも、むしろ旅順港を中国に還付し、「英仏等をして同様其租借地に於ける軍港を撤廃せしむるを得策とす」との軍令部内の意見を外務省に告げていた²⁰⁾。すでに独国の脅威が去り、旅順の戦略的価値が低下したことが理由であろう。

その後の外務省内の関東州租借地問題への対応も、ここまでの方向性を引き継ぐものであった。9月30日作成の対策案では、関東州租借地について、変更を許さないことを原則としながらも、但し書きとして「他日領事裁判撤廃せられ支那内地の雑居自由となるに至らば、条約規定の年限に達せずとも他外国の租借地と一律之か返還に付考慮を加ふることを辞せず」として

いる²¹⁾。しかし、この事実を重視した中谷 [2016] も指摘するように、それから間もなく、10月4日の閣議に向けての最終調整では大きくトーンダウンすることになる。「支那問題訓令説明書（未定稿）」と題された資料には、関東州租借地は英仏とは異なり、日本人の居住者が多く、また国防にもかかわるので、「期限前返還を今日より予定するか如き主張には到底賛意を表するを得ず」と記され、還付に関する文言はすべて削除された²²⁾。

この変化は、満蒙權益に対する日本外交の姿勢を考えるうえで重要であるが、その理由について明確に示す資料は管見のかぎり見当たらない。しかし、この資料を満蒙權益に固執する日本外交の硬直性を示すものとして、文字通り受け取るとは疑問なしとしない。なぜならば、この資料を収める外務省記録のファイルには同じ題名の資料がもう一つ存在し、書き込みを見るかぎり前記資料と同時に外務省内の協議に供されたものらしく、その内容を見ると、外務省内で対応をめぐるかなり揺れ動いていたことが推測できるからである。二つの資料は、ほとんどの内容が同一であるものの、後者は「会議に於て変更を許さざる事項」の一部が異なっており、特に関東州租借地については、同様に還付に反対としながらも、補足として「領事裁判権撤廃せられ支那全土を挙げて雑居自由とならば、必ずしも関東州租借地を固持することなく、他の租借地と共に支那に還付すること実は領土保全の本義に適ひ」、また、日本にとっても治外法権撤廃と内地雑居が実現し、広大な中国全体で自由に活動できるならばその方が望ましい、としている。この資料の欄外には「上司会議決定案に対する説明書なり」と記されており、おそらく前者の案と比較検討した結果、不採用になったのであろう²³⁾。

ではなぜ不採用になったのか。その答えを推測させる材料が、内容から考えてほぼ同じ時期に作成されたと考えられる「二十一ヶ条問題に対する我が方策」と題された資料である。そこではまず、対中21ヶ条要求問題の中心課題は期限問題であるとの認識から、その対立を緩和すべく門戸開放主義をさらに推し進め、治外法権の撤廃を主導すべきであるとする。ところが、治外法権の撤廃は内地雑居と交換的になされるべきものであるのに、中国治安の改善は「一朝一夕に期待し得可からざる」状況であり、よって内地開放もまた「前途遼遠」である。そこで、治外法権撤廃には中国国内状況の改善が「絶対条件」であることを提議すべきであり、また、当面は「満鉄及租借地問題は公然之を拒絶するべきものとす」と結論づけている²⁴⁾。これをここまでの準備段階資料と合わせて考えれば、租借地還付の前提条件には内地雑居の実現があり、そのためには中国国内の平和と安定が不可欠となるが、そうした状況がいち早く実現するとは考えられないという情勢判断が加わったことで、租借地還付への言及が見送られたと考えられよう。なお、全権宛訓令中の「会議に於て進んで主張すべき事項」の第一には中国における政情安定化があり、一方、本来実現を望んでいたはずの治外法権撤廃（つまり内地雑居）が「会議に於て一定の保障又は条件を付するにあらざれば賛成し難き事項」に列記されていることも²⁵⁾、同様の判断に基づくのであろう。

(2) 満蒙権益とワシントン体制

前節で確認したように、パリ講和会議後の日本外務省内では、中国への融和的態度とそれと関連した自身の権益に対しての柔軟な姿勢が、一定程度共有されていたと考えられる。しかし、関東州租借地についていえば、背景にある思惑は別にして、従来どおりの強硬な態度をもってワシントン会議に臨むことになる。この間、パリ講和会議からワシントン会議へといたる途中の1920年10月に成立した、日米英仏よりなる対中借款団（新四国借款団）では、その結成の過程で日本の主張する、満蒙における「緊切なる利益」が認められていた〔中谷2016〕。これはこの地域に、日本の国防および経済的な生存にかかわる特殊な権益があることを借款団参加国が承認したものである。米国が主導する勢力範囲撤廃という新外交の潮流のなかに、日本の満蒙権益があらためて位置づけられつつあった。関東州租借地問題における譲歩は、対列国関係という点においてはさほど必要ではなくなっていたともいえる。

では、ワシントン会議において、この問題はどのように扱われたのであろうか。結論からいえば、日本の意図するごとく、中国における既得権益の主要部分についての見直しは見送られ、関係各国間で基本的には現状維持が確認されることとなる。その経過を簡単に説明すると²⁶⁾、まず11月21日の第3回極東委員会における一般原則（いわゆるルート4原則）をめぐる議論では、その第1項の領土保全について、既存条約との関係が問題になったが、米国全権のルートは、中国の主権の尊重という点からすると、その自らの行使の結果である既存条約についても認めざるをえないと述べ、現状維持が確認された。次に12月3日の第12回極東委員会において、中国全権の顧維鈞が租借地の放棄を要請したのに対し、仏国が広州湾を、英国が威海衛を、日本が膠州湾をそれぞれ還付することに同意し、ただし、日本は、関東州に関しては「経済的生活及国家の安全に対し緊要なる利害関係を有する」として還付を拒否した。この時、全権の埴原正直は、すでに新四国借款団において米英仏は日本の事情を了解しており、また、既得権益の見直しは前述の一般原則にも反することを付け加えている。

続いて、12月14日の第16回極東委員会では、勢力範囲撤廃問題の討議に際して、中国全権の王寵惠が、対中21ヶ条要求関連条約は威嚇によって意思に反して締結されたものであるとして廃棄を求めた。日本はこれに対しても断固拒否を言明し、この問題はいったん棚上げとなったが、山東問題に関する日中交渉がまとまった後、1922年2月2日の第30回極東委員会において、日本全権の幣原喜重郎が、中国の廃棄要求には同意できないものの、南滿東蒙条約の定める借款や外国人顧問傭聘に関する優先権と、留保されていた対中21ヶ条要求第5号の放棄を言明した。これに対し、米国全権ヒューズは、米国の提唱する門戸開放政策に合致するものとして日本の譲歩に満足し、中国側は、日本が放棄しなかった部分については、「適当なる機会に於て其の解決を計るの権利を留保する」と述べて引き下がった。

ワシントン会議の結果について、本稿にかかわるもののみ挙げると、中国の領土保全と勢力

範囲撤廃を確認する九国条約、膠州湾租借地の還付、対中21ヶ条要求関連の一部廃棄となる。この結果、南満東蒙条約のうち効力を持つものは、関東州租借地および南満洲鉄道の期限延長と満蒙における居住権（南満洲における内地雑居および商租権、東部内蒙古における農業合併権）の2項目であるが、この居住権の問題は、土地商租権問題と呼ばれ、その実施をめぐる日中間に争いがあったが、ワシントン会議では、今後、中国の治外法権撤廃を目指して司法改善に取り組むことが決議され、治外法権が撤廃されれば中国全土にわたる内地雑居が実現するとの予想から、日本は商租権問題の解決策としてこれに期待していた [北野2020a]。もちろん、前節で見たように、内地雑居の実現は関東州租借地還付の前提条件でもあったから、日中間に横たわる懸案を根本的に解決する大きな一手であったことになる。

会議の経過を見てわかるとおり、中国問題をめぐる日本の態度は強硬であり、事前準備から譲歩することはなかった（対中21ヶ条要求関連の譲歩はもともと想定されていた範囲内）。日本は当初の方針に基づいて、満蒙権益の根幹を固守したことになる。しかし、この結果は反面において、日本の対中政策がワシントン会議の諸条約および諸決議、つまりワシントン体制に拘束されることを意味した。このことはワシントン会議から間もなくして関東長官に赴任した伊集院彦吉、同じく関東軍司令官に赴任した尾野実信への訓示に表れている。前者では、九国条約は締約各国が中国において他国の安寧を害する行為を禁じており、日本の既得権益も守られるが、その反面、日本は満蒙における独占的な地位を主張できなくなったと説明する。そして、日本が対満蒙政策において「九国条約の規定及列国協調の精神」に反するならば、列国の「猜疑反感」を招き、かえって不利益をもたらす、としている²⁷⁾。一方、後者では、対中融和はそのワシントン体制の精神に一致すると説き、「現時の国際政局は支那の利益を無視して単り我国利益を進むるか如き政策を執るを許さず」、それは日中関係を悪化させ、ひいては「列国の猜疑反感を招く」と指摘し、日中親善の必要性を説明している²⁸⁾。

つまり、既得権益は対列国協調と交換的に維持されるが、対中融和策はその列国との関係を安定させる要件となるのである。もちろん、日中関係において最終的に争点となるのは関東州租借地の存在であるから、既得権益は日中関係の不安定要因であって、結果的に既得権益と対列国協調と日中関係は連環することとなる。将来的な治外法権撤廃と内地雑居の実現にいたるまで、日本はこうしたワシントン体制の「くびき」のなかで、それらの均衡を図っていかなければならなかったといえよう。

3. 旅大回収問題の顛末

(1) 租借地還付要求と日本外務省の対応

ワシントン会議への準備段階で、日本は新外交の潮流に呼応し、満蒙権益の根幹である関

東州租借地すら還付の可能性を考慮した。ワシントン会議全権への訓令には、そのことは反映されなかったが、それは治外法権撤廃と内地雑居の実現がまだ遠い将来のことであって、そのような段階で租借地還付に言及することを避けたのではないか、というのが本稿の見解である。そして、当面の現実に対処するためには、大国間の協調による現状維持が最も有効であり、ワシントン会議によって積み重ねられた既成事実は、まさにそれを堅固なものとした。もちろん、ワシントン体制が最終的には日本の満蒙権益の根幹を守るためのものであるとするならば、対中融和の譲歩限度は自ずと設定されることになる。

ワシントン会議の最終段階において、中国側が対中21ヶ条要求問題について今後討議する権利を留保したことは前章で述べた。当然次なる課題は期限問題となるが²⁹⁾、そうした中国側の動きを警戒した日本外務省では、1922年6月、駐中公使小幡西吉に対し、南満東蒙条約の否認は「譲歩の余地なきは言を俟たざる所」であり、「今日より我に於て断然たる態度を持し、苟も支那側に対して此辺の希望を繋がしめ又は虚偽に乗ぜしめざる様措置すること差向必要なり」と訓令している³⁰⁾。ただし、ここで懸念材料となったのが対米関係であった。この頃作成された外務省の資料によると、ワシントン会議を経て列国協調が確立し、米国国務省レベルについては「公正なる心事は信を措くに足る」としながらも、元駐中米国公使ラインシュをはじめとする在中米国人の存在が米国輿論を動かし、ひいては米国政府を動かすとも考えられ、「樂觀を許さざるものあり」と見ていた³¹⁾。パリ講和会議以来、こうした在中米国人が中国人若手外交官と結託して日本に外交攻勢をかけている、というのが日本の一般的な見方であった。

中国の旅大回収への動きは、1922年10月以降、中国国会での対中21ヶ条要求関連条約無効決議から本格化していった。この決議は条約締結当初、国会の同意を得ていなかったという、国内手続き上の瑕疵から条約の無効を訴えるものである。一方、この決議が成立した11月1日、日本外務省でははやくも対策案が練られている。その内容によれば、まず、この条約無効論は、法理の面から見ても、これまでの経緯からしても全く問題にならず、恐れる必要はない、とする。ただし、米国をはじめとする国際輿論に注意し、日本の立場が不利にならないようにしなければならない。そこで、日本の友好的、公明正大な態度を事実において示すべく、中国の「健全なる民論、正当なる希望を尊重援助」する必要があるが、本問題自体は、こうした対応で処理することは難しくない、という。

しかし、ここで注目すべきは、同資料にはこの問題をより長期的に見た場合の対策についても記されていることである。上に見た日本の方策をもってしては、中国人が抱く「多年の疑惑猜疑」は払拭されないかもしれない、となれば根本的解決策として、「日支条約〔引用者註——南満東蒙条約〕を改訂し、若くは我租借地保有の将来に対する意図を明かにするの必要」がある、というのである。条約改訂の意味はさほど問題とならないであろうが、ここでいう「将来に対する意図」とは何か。それは「支那か将来普通の文明国同様に全土開放せられ、治安全く定

まり、政治統一の実挙り、其総ての施設に於ても亦文明国同様たるに至らば、日本は何等特に租借地を保有するの必要を感せず、寧ろ日本は進んで支那各地に租借地を保有する列国を勧誘し相共に之を支那に還付する」というものであった³²⁾。ワシントン会議の準備段階と同様の論理であることに注目したい。なお、この案が作成されてから間もなく、中国に対していかなる方法で融和的、友好的な態度をとるべきかが検討されている。その内容は、何を中止あるいは廃止すべきか、新たに何を行うべきか、の2点よりなるが、前者については、在中駐屯軍や軍事顧問などの廃止、後者については、中国人のための文化施設の設置、経済関係の強化などが挙げられている³³⁾。この頃はじまる「対支文化事業」は、その淵源自体はもう少しさかのぼるものの [熊本2013]、まさにこうした政策の方向性に合致する、機宜に適したものであったことになる。

さて、結果からいえば、英仏はもちろん、米国もこの問題で中国を支持することはなかった [張2017]。しかし、中国では国会を中心に旅大回収の動きが盛り上がり、1923年3月、中国政府は日本政府に対し還付を要請するにいたった。その内容は、対中21ヶ条要求関連条約のうち、現存のものを「直に全部廃止せらるべき」というものであった³⁴⁾。中国国会の決議は、手続き上の瑕疵による無効論であるが、ここでは条約の有効性を前提として廃棄を要求していることに注意したい。外交総長黄郛の命を受け内密に駐中公使小幡酉吉と会談した王克敏によれば、中国政府の意図は条約改訂にあったが、そのことをあえて記さなかったのは、改訂と明言すれば無効論を否定することになり、国内の批判を引き起こすであろうし、無効を主張すれば日本は相手にしないだろうとの配慮からであるという。この時王は、日本が条約廃棄に応じるとは考えていないが、とはいえ、日本の回答が、中国輿論が反発するような「峻拒的のもの」にならないことを望む、と述べたが、はたして日本の回答は、条約廃棄は「断して承認し難き措置」というもので、改訂の可能性にも触れていない³⁵⁾。まさに峻拒的のものであった。

(2) 中国の混乱と自衛措置

中国の旅大返還要請に対する日本の回答は、一切の譲歩を示さないものであった。とはいえ、中国に対する日本の融和姿勢自体はパリ講和会議以来一貫していたし、中国の旅大回収の動きが本格化していくなかで、いかなる融和策をとることができるのかを検討していたことは、前節で述べたとおりである。そして、条約の改訂や将来的な還付の声明なども考慮されていた。それでもなお「峻拒的」な回答を提示したのは、前節で見たワシントン会議後の駐中公使小幡酉吉宛の訓令にあるように、当面の譲歩限度を中国側に伝えようという意図が働いたものであろうし、そもそも一方的な条約破棄を突きつける国は、日本が考える「文明国」ではあるまい。

中国の国内体制の不安定性と日本の既得権益維持を関連付ける考えは、外交当局だけのものではなかった。外交・国際問題の専門誌である『外交時報』は、この租借地問題についてかなり多くの論考を掲載しているが、たとえば、同誌を主幹していた半沢玉城は、中国側に旅大回

収の動きが見えはじめると、中国は国権回収を叫ぶけれども「自らの内部的統一と整頓」という「重大責務」を自覚しているのか、と問いかけていた [半沢1922]。パリ講和会議以来、中国内部では、安直戦争、奉直戦争といった軍閥抗争が相次ぎ、政情は不安定であり、しかもそれは北京政府だけでなく南方も同様であった。

しかし、ここで注目したいのは、このような中国の政情不安定下にあっても、将来的な還付を主張する考えが存在したことである。京都帝国大学法学部教授で国際法を専門とし、非割譲説を支持する末広重雄は、法理の観点からして、中国の主張する無効論あるいは廃棄論に応じる必要はないが、「将来一定条件の下に我国が自発的に還付することを以て道徳上の義務であり、又極東平和の維持なる日露戦争の大目的に副ふ所以である」と主張する。その条件とは「有力にして且つ基礎鞏固なる政府が建設せられ、我国が還付する旅順大連を維持して決して再び之を失はざるだけの實力を具備すること」であった [末広1923]³⁶⁾。さらには、仮装割譲説に基づきながらも、租借地還付を正当化する学説もあらわれた。やはり国際法を専門とする東北帝国大学助教授の田岡良一は、租借契約はたしかに領土の移転であり、そこに期限を付すのは矛盾していると仮装割譲説をとりながらも、期限付きの租借条約とは、租貸国が領土の移転を認め、しかし、租借国が期限到達とともに再譲渡するという契約ならば、それは矛盾しないと説く。つまり、租借条約は双方の債務によって成り立っているというのである [田岡1924]。南満東蒙条約の合法性と租借地還付はそもそも異なる問題であり、日本の言論状況は、租借地還付をめぐる議論自体を許さないものではなかったのである。

日本国内では、ほとんどの識者が南満東蒙条約無効論を否定していたが、一方で租借地還付には肯定的な意見が存在した。ここで重要なのは、租借地還付が国際法の理論と大きな齟齬を来たさなくなりつつあり、中国側の要望もまた、条約無効論さえ唱えなければ、そうした日本国内の議論に包摂しうるものであったということである。しかし一方で、この頃、日本の拒絶を受けた中国国内では、特に長江流域を中心に排日運動が巻き起こり、日本外交の論理とは著しく乖離していくこととなる。この旅大回収をめぐる排日運動は、従来が日貨排斥を中心としていたのに対し、経済断交を掲げる新たな段階へと進むものであった [菊池1966]。これに対し、日本の当初の対応は、激昂する中国輿論の氣勢を削ぐべく、なるべく事態を紛糾させないように「窮迫感を感じさせる態度」をとるという消極的なものであった [冨塚1991]³⁷⁾。不測の事態に備えて「自衛手段」として「居留民の結束、我警察官の配備乃至軍艦の寄港、又は陸戦隊の編成」も検討されていたが、それは「架空に過ぎ」と断っている³⁸⁾。当初は事態をさほど重く受け止めてはいなかったのである。

しかしながら、排日運動は次第に熾烈となり、ついに日中間の衝突事件が発生する。長沙事件である。これは6月1日、同地において日清汽船を警護していた日本海軍の陸戦隊と排日運動の中国人が対立し、中国側の暴行に対し陸戦隊が発砲、死傷者を出した事件である [吉澤

2021]。これに対し日本外務省は、事件を重大視し、中国側に次のように申し入れた。すなわち、日本人の保護について十分な措置をとること、もし安全が図られない場合は、「臨機適当と認むる措置」をとること、である〔沈2001〕³⁹⁾。中国のナショナリズムに理解を示していた日本外務省も、日本人の生命財産の保護についてはなんらかの措置をとらざるをえない。なお、この排日運動と相前後して、山東省の臨城において匪賊数千人が列車を襲い外国人を拉致する事件が起こり、国際問題となっていた。この事件を機に、列国では中国政府の統治能力を疑問視し、中国共同管理論が取り沙汰されるようになる〔酒井2009〕。旅大回収に関する排日運動は関東大震災の起こった9月頃に境に収束していくが、その後も火種はくすぶり続け、租借地における裁判権や教育権回収の動きが新たにあらわれる。そして、排日運動は、1925年の5.30事件をきっかけに英国などの列国をも巻き込んだ排外運動へと拡大していくこととなる。

さて、日中関係がいくらか平穏になった1924年2月、日中親善を目的とする対支文化事業について日中間の協定が成立した。この時、かねて租借地還付問題に紙面を割いていた『外交時報』誌上に、駐日中国公使汪栄宝が寄稿している。その内容は、日中親善の最大の阻害要因として対中21ヶ条要求問題を挙げ、事業をより実りのあるものとするためにも、たとえば、条約問題としてではなく、将来的な解決を協議することはできないか、と呼びかけるものであった〔汪1924〕。しかし、ちょうどこの頃、汪と会見した亜細亜局長出淵勝次は、期限延長の再交渉を提案する汪に対し、外交当局者間でそのようにまとまったとしても、「貴国国会其他民論は之を承認せざるべく」と述べて、現政権の統治能力に疑問を投げかけ、もし、旅大回収運動の1周年を期して再度排日運動が起こるならば、「到底昨年同様の穩健なる態度を執ることを得ず、自然国論の赴く処に従ひ強硬の態度を執り、相当の対応策に出すること止むを得ざるべし」と警告した⁴⁰⁾。中国国内の軍閥抗争、治安の悪化は、到底日本が想定する租借地還付の条件を満たすものではなく、むしろ深刻化していく状況であった。理想と現実はますます大きく乖離していったのである。

おわりに

まず、本稿がここまで明らかにしてきた諸点について整理する。日本が日露戦争の最大の戦果として得た関東州租借地は、当初より期限問題を抱えていた。その解決のプロセスは、租借地の法的性質を考えるうえで重要な意味を持っていた。非割譲説を前提とした外交的取り組み、ことに対中21ヶ条要求は、パリ講和会議からはじまる新外交の時代において、むしろ租借地還付の法的土台を築くものであった。その後、争点化が予測された租借地問題について、日本外務省はワシントン会議の準備段階で将来的な還付の可能性を検討するにいたる。しかしそれは、日本の対中経済進出と交換的なものであって、新たな時代の日中関係を想定していた。した

がって、軍閥の抗争が頻発して政情が不安定化し、国内の治安にも問題を抱える中国に対して積極的に提唱しうるものではなかったのである。その結果、ワシントン会議では、日本は大國間協調に終始して既得権益の擁護につとめた。つまり、ワシントン体制とは、新たな日中関係が実現するまでの過渡期において日本の既得権益を守るシステムであったが、その代償として対列国協調と対中融和を日本自身に課すものでもあった。ワシントン会議を経て残された租借地問題について、中国側で回収の動きが起こると、日本外務省では、条約無効論や廃棄要求には応じず断固拒否する。しかし、その対応の裏面には、ワシントン会議の準備段階と同じ論理が受け継がれていたことは重要である。そして、そうした将来の理想は、外務省内だけでなく、民間の議論とも相通ずるものであった。とはいえ、旅大回収運動が激化し、日中の衝突が現実のものとなるなかで、中国の状況は日本が期待する日中関係のあり方とむしろ乖離していったといえよう。それは、排日運動から反帝国主義運動への拡大、そして、やがてはじまる革命外交において、なおのことであった。

先に見た亜細亞局長出淵勝次と駐日中国公使汪榮宝の協議からやや後の1924年2月28日、清浦内閣の対中政策の基本方針を定めるべく、外務省のほか、大蔵、陸軍、海軍の四省で協議が行われている。ここで対中政策を主管する亜細亞局として、出淵が示した在中権益擁護策は次のようなものであった。まず、ワシントン体制の遵守は、日本の権益を擁護するだけでなく、列国の中国共同管理論を牽制するうえでも重要である、とする。しかしそれだけでは中国への対処策にはならない。では、中国の国権回収運動にどのように対応するのか。出淵によれば、現今の状況は中国の国内情勢と国際関係からして「一段落を画し」ていた。今後はこれまでのような融和策だけでなく、正当な権利については「一步も譲らざる態度」を示すべきである、というのである。

この対中方針は、陸軍などの関係各省との調整を経て、同年5月「対支政策綱領」としてまとめられる。その内容は、既得権益の擁護をうたい、満蒙の治安については、「自衛上必要と認むる場合には機宜の措置に出づること」との方針を掲げるが、これまで幾度か見てきたような将来的な日中関係像は示されていない⁴¹⁾。本来であれば、満蒙権益への固執はあくまでも過渡期に対応したものであったはずであるが、中国における排日運動や内戦がその固定化を促したのであろう。そして、その後の日中関係の展開は、本稿で見てきたような、外務省内の協議で時折出現した将来的なビジョンとはかけ離れたものであり、長い過渡期が続くこととなるのである。

注

- 1) 1923年に起こった関東州租借地返還要求とそれにかかわる排日暴動は、いくつかの呼称があり、先行研究でも特に定まっていない。日本側からすれば正式には「関東州租借地」であり、中国側は多くの場合「旅大」と呼んでいた。ほかにも「遼東租借地」との呼び方もありうる。本稿では中国側の観点からの場合、「旅大」とし、日本側の観点からの場合は「関東州」とした。ただし、当時の日本においても、中国側の回収運動を受けて「旅大」を使う場合が多くあり、関連研究でもこれを用いる傾向があることから、タイトルを「旅大回収」とした。
- 2) 先駆的な研究として、西村 [1975]。中国における研究については、各地域における排日運動などを含めればかなりの数にのぼり、紙幅の制限上紹介しきれない。最新の動向としては、吉澤 [2021] による先行研究の整理が参考になる。
- 3) 規定上、期限到達後は両国の協議により期限を延長することができた。また、厳密には南満洲鉄道にも経営期限があり、1896年の東清鉄道契約によれば、鉄道完成後36年経過すると清国に買い戻しの権利が発生し、同じく80年経過すると清国に無償で引き渡すことが定められていた（外交時報社編『支那関係条約集』外交時報社、1930年、447～450、465～467頁）。本稿が扱う期限問題は、鉄道経営期限を含んでいる。
- 4) 外務省編『日本外交年表並主要文書』（上）日本国際連合協会、1955年、306、356～357頁。
- 5) 伊藤正徳編『加藤高明』（下）加藤伯伝記編纂委員会、1929年、132～137頁。
- 6) 前掲『日本外交年表並主要文書』（上）、406～407頁。
- 7) ヤングについては篠原 [2003] を参照。植田捷雄は東亜同文書院教授で戦後は東京大学東洋文化研究所教授。ところで、実際問題として、条約において期限の定めがある以上、延長交渉をせずに租借地を占有し続けるのは無理があり、外交政策において選択肢はなかったのではないかと、この見方もありうるであろう。しかし、1912～1913年頃、当時外務省政務局長であった阿部守太郎が記した意見書には、租借地の延長交渉は不要であり、期限が来ても居座り続ければよく、むしろ東部内蒙古方面への勢力伸長や満洲における他の権益強化を優先すべし、とある（外務省記録「内田外務大臣ノ対支那（満蒙）政策ニ関シ伊集院公使ヘノ訓令（極秘）（阿部政務局長稿対支那（満蒙）政策概要）」アジア歴史資料センター《以下JACARと記す》ref: B03030279500）。つまり、外交の枢機に預かる人物にも偽装割譲説に近い解釈が存在していた。この阿部の意見書については、詳しくは北野 [2012] を参照されたい。
- 8) パリ講和会議における日中関係については、多くの研究があるが、さしあたり古典的なものとしては堀川 [1958]、白井 [1960] が挙げられよう。山東問題についての最新の研究動向については、奈良岡 [2022] を参照。
- 9) 外務省編『日本外交文書』（以下、『日外』と記す）巴里講和会議経過概要、55～57頁。
- 10) たとえば、1919年4月6日、中国は米国の新聞等を通じて声明を発表し、対中21ヶ条要求関連条約については、期限延長に関するものを含めて廃棄すべきであるとしている（『日外』大正8年第3冊上

卷200文書《以下、T8-3（上）-200のように記す》。パリ講和会議における中国側の対中21ヶ条要求関連条約廃棄の動きについては唐〔2014〕も参照。

- 11) 外務省記録「巴里講和会議／列国ノ態度及政況／支那」第5巻JACAR ref: B06150102200、1919年4月12日、外相内田康哉発、在シカゴ領事来栖三郎宛。本件は当時訪米中であった後藤新平を通して日本の立場を宣伝しようとしたもの。
- 12) 国会図書館憲政資料室所蔵「牧野伸顕文書」、R-22-306、松岡洋右「山東問題乃至我一般対支政策ニ対スル在巴里英、米、仏、操觚者等ノ感想一斑」、1919年7月27日。
- 13) 外務省記録「巴里講和会議／山東問題」第2巻JACAR ref: B06150108000、1919年7月18日、在仏大使松井慶四郎発、外相内田宛。
- 14) 『日外』T8-2下-1113。同年11月、日本人と中国人の衝突事件が起こるが（福州事件）、この時は日本側が非を認め、慰謝料を支払うことで解決した〔服部2001〕。
- 15) 外務省記録「国際連盟／山東問題」JACAR ref: B06150722700。
- 16) 外務省記録「巴里講和会議／支那ニ於ケル和約研究会議録」JACAR ref: B06150385000。
- 17) 『日外』ワシントン会議（上）-38。
- 18) 外務省記録「華盛頓会議準備一件」第1巻JACAR ref: B06150942000、「亜細亜局関係問題ヲ中心トシテ見タル太平洋会議方針（大正十年七月二十八日稿了）」。
- 19) 『日外』ワシントン会議（上）-176。
- 20) 『日外』T8-3（上）-80。
- 21) 前掲「華盛頓会議準備一件」第1巻、「支那問題」。
- 22) 同上「支那問題訓令説明書（未定稿）」。欄外には「十月四日閣議提案説明書」とある。
- 23) 外務省記録「華盛頓会議準備一件」第2巻JACAR ref: B06150942600、「支那問題訓令説明書（未定稿）」。なお、欄外には「修正せる分は十月四日閣議提案説明書なり」と書き込みがあり、さらにこの部分を抹消している。閣議提出にいたらなかったということであろうか。
- 24) 『日外』ワシントン会議（下）-18。
- 25) 『日外』ワシントン会議（上）-176。
- 26) 以下の概要は、『日外』ワシントン会議極東問題の各項および堀川〔1958〕を参照。
- 27) 外務省記録「対外政策並態度関係雑纂／対支那之部／各大臣（極秘）」JACAR ref: B03030010900、「伊集院閣東長官ニ対スル訓示要旨」。作成日の記載はないが、伊集院の在任期間は1922年9月から翌年の9月まで。
- 28) 前掲「対外政策並態度関係雑纂／対支那之部／各大臣（極秘）」、「関東軍司令官トシテ赴任スヘキ尾野大将ニ対スル訓示要旨」1922年5月22日稿。
- 29) もう一つの商租権問題については、そもそも商租権自体が空文化していたので、中国側から解決を望む構図ではなかった。詳しくは北野〔2020b〕を参照されたい。
- 30) 『日外』T11-2-160。

- 31) 外務省記録「大正四年対支交渉一件／廃棄之部（極秘）」JACAR ref: B06150016100、「第一、二十一ヶ条問題」。作成者、作成日ともに記載なし。ただし、内容からワシントン会議後から山東問題細目協定締結（1922年12月）の間と考えられる。
- 32) 前掲「大正四年対支交渉一件／廃棄之部（極秘）」、「旅大租借地還付問題に対する措置案」1922年11月1日。
- 33) 外務省記録「大正末期ニ於ケル亜細亜局第一課所管支那関係懸案要領」JACAR ref: B03030292600、「対支政策に関する注意事項」1922年11月11日。
- 34) 『日外』 T12-2-22。
- 35) 『日外』 T12-2-30、31。
- 36) 旅大回収運動に対する日本の輿論については、鈴木 [1992] を参照。また、この時期の『外交時報』および半沢玉城、末広重雄について分析した研究として伊藤 [2014] がある。
- 37) 外務省記録「大正十二年日貨排斥一件／訓令（緩和法ニ関スル件）」JACAR ref: B11090338400、1923年5月10日、外相内田発、在漢口、福州、張家口各領事宛。
- 38) 同上、「『自衛手段』ニ付照会方ノ点」。
- 39) 外務省記録「支那排日関係雑件」第三巻JACAR ref: B11090293300、1923年6月7日、外相内田発、駐中代理公使吉田伊三郎宛。
- 40) 外務省記録「大正末期ニ於ケル支那ニ関スル諸問題（守島事務官参考資料）」JACAR ref: B03030297100、「二十一ヶ条問題ニ関シ二月十八日汪公使出洩局長会談録」。
- 41) 『日外』 T13-2-737。「対支政策綱領」については、服部 [2001]、小林 [2010] 参照。

参考文献

- 青柳篤恒 [1923] 「関東州租借地還付問題を解決するには」『外交時報』 37-5。
- 伊藤信哉 [2014] 「一九二〇年代『外交時報』にみる日本知識人の対外認識」武田知己・萩原稔編『大正・昭和期の日本政治と国際秩序』思文閣出版。
- 植田捷雄 [1943] 『支那租借地論』日光書院。
- 臼井勝美 [1960] 「一九一九年の日中関係」『史林』 43-3。
- 汪榮宝 [1924] 「支那民心洞察の急務」『外交時報』 39-6。
- 加藤陽子 [2005] 『戦争の論理』勁草書房。
- 菊池貴晴 [1966] 『中国民族運動の基本構造』大安。
- 北野剛 [2012] 「辛亥革命後の日本の満蒙政策」『歴史学研究』 890。
- [2020a] 「土地商租権問題再考」『日本史研究』 689。
- [2020b] 「土地商租権問題の基礎的研究」『研究論集』（関西外国語大学） 111。
- 熊本史雄 [2013] 『大戦間期の対中国文化外交』吉川弘文館。

- 小林道彦 [2010] 『政党内閣の崩壊と満州事変』 ミネルヴァ書房。
- 酒井一臣 [2009] 『近代日本外交とアジア太平洋秩序』 昭和堂。
- 佐々木雄一 [2022] 「近代日本から見た租借概念」 柳原正治・兼原敦子編 『国際法から見た領土と日本』 東京大学出版会。
- シー・ウォルター・ヤング [1932] (拓務大臣官房文書課訳) 『関東州租借地の国際法上の地位』 拓務大臣官房文書課。
- 篠原初枝 [2003] 『戦争の法から平和の法へ』 東京大学出版会。
- 申春野 [2005] 「『山東問題』の直接交渉をめぐる日中関係の展開」 『国際公共政策研究』 (大阪大学) 10-1。
- 末広重雄 [1923] 「旅大還付の条件」 『外交時報』 37-1。
- 鈴木隆史 [1992] 『日本帝国主義と満州』 (上) 塙書房。
- 田岡良一 [1924] 「租借地還付の義務を論ず」 『法学論叢』 11-4。
- 張遷 [2017] 「『対華二十一ヵ条』廃棄をめぐる外交衝突についての研究」 『社会学論集』 (早稲田大学) 30。
- 沈海濤 [2001] 『大正期日本外交における中国認識』 雄山閣出版。
- 唐啓華 [2014] 『巴黎和会与中国外交』 社会科学文献出版社。
- 冨塚一彦 [1991] 「大正年間日本外務当局の中国排日運動への対応方針」 『法政史学』 43。
- 中谷直司 [2016] 『強いアメリカと弱いアメリカの狭間で』 千倉書房。
- 奈良岡聰智 [2022] 「日本におけるパリ講和会議研究の現状と課題」 『吉野作造研究』 18。
- 西村成雄 [1975] 「第一次世界大戦後の中国における民族運動」 『日本史研究』 150・151。
- 蜷川新 [1913] 『南満州ニ於ケル帝国ノ権利』 清水書店。
- 服部龍二 [2001] 『東アジア国際環境の変動と日本外交』 有斐閣。
- 半沢玉城 [1922] 「満蒙の将来と日本」 『外交時報』 36-3。
- 堀川武夫 [1958] 『極東国際政治史序説』 有斐閣。
- 楊茜 [2020] 「対華21ヵ条をめぐる中日両国の交渉」 博士学位論文 (北海道大学)。
- 吉澤誠一郎 [2021] 『愛国とボイコット』 名古屋大学出版会。
- 吉野作造 [1915] 『日支交渉論』 警醒社書店。

(きたの・ごう 短期大学部准教授)